

内管工事 新規参入の手引き

令和 8 年 7 月 1 日

上越市ガス水道局

目 次

1. はじめに	・・・・・・・・・・	P. 1
2. 用語の定義	・・・・・・・・・・	P. 2
3. 内管工事を行うために必要な要件等	・・・・・・・・・・	P. 3
4. 工事業者の指定等に関する手続き	・・・・・・・・・・	P. 4

1. はじめに

本手引きは、上越市（以下「本市」という。）の都市ガス供給区域において内管工事を行うことを希望される方に、その必要要件や手順等をご紹介しますために作成したものです。

都市ガスの設備（内管）は、ガス事業法（以下「法」という。）で規定する「ガス工作物」にあたります。同法において、一般ガス導管事業者は、ガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持する義務が課せられているほか、関係法令等により様々な規定があり、一般ガス導管事業者はこれを全うする義務を負っています。^{※1}そのため、一般ガス導管事業者である本市は、この責任を共に全うできることを前提に工事業者を指定等しています。

また、本市は、上越市ガス供給条例の規定^{※2}により内管工事を自らの管理下におき、本市としての技術基準やその他の諸基準を定め、本市から内管工事の設計・施工等を発注して実際に工事を行う工事業者を適切に指導しながら、お客さまに安全、安心なガス設備をご提供するしくみとしております。

このような点が、都市ガスの内管工事が他の設備工事と大きく異なっているところです。内管工事への新規参入を希望される方は、この点を十分ご理解いただいた上でご検討いただければ幸いに存じます。

【参 考】

※1 ガス事業法（抜粋）（昭和29年法律第51号）

第61条第1項

一般ガス導管事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

第65条第1項

一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、ガス主任技術者免状の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める実務の経験を有するもののうちから、ガス主任技術者を選任し、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせなければならない。

第193条

ガス事業者の承諾を得ないでみだりにガス工作物の施設を変更した者は、五十万円以下の罰金に処する。

※2 上越市ガス供給条例（抜粋）（平成28年条例第66号）

第20条第1項

供給施設に関する工事は、本市が施行する。ただし、本市が指定する工事業者に施行させることができる。

第20条第2項

前項の規定にかかわらず、規程で定める内管及びガス栓の簡易な工事については、本市に登録された工事業者（以下「簡易内管施工登録店」という。）に施行させることができる。

2. 用語の定義

この手引きにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 本支管

導管のうち、原則として道路に並行して埋設するものをいいます。

(2) 内管

導管のうち、本支管から分岐して使用者が所有し、又は占用する土地と道路との境界線からガス栓に至るまでのものをいいます。

(3) 新設工事

新たにガスメーター取付けを行うもので、内管の配管を伴う工事をいいます。

(4) 増設工事等

新設工事以外の、増設工事（建築物の増築又は改築に伴い、内管及びガス栓を増設する工事）や改造工事（既設の内管の一部又は全部を変更する工事）をいいます。

(5) ガス工作物

ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業の用に供するものをいいます。

(6) 供給施設

ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓並びにこれらの附属施設をいいます。

(7) 簡易内管施工登録店

供給施設に関する工事のうち内管及びガス栓の簡易な工事を施行することができる者として本市が登録した工事業者をいいます。

(8) 指定工事業者

供給施設又は供給設備に関する工事を施行することができる者として本市が指定した工事業者をいいます。

3. 内管工事を行うために必要な要件等

本市の都市ガス供給区域において内管工事を行うには、お客さまがどのガス小売事業者からガスの供給を受けているかに関わらず、本市の「簡易内管施工登録店」または「指定工事業者」になる必要があります。

簡易内管施工登録店は、施工できる範囲に制限がありますが、指定工事業者と比較し参入しやすくなっています。企業活動として内管工事を行おうとする際には、十分ご検討の上、選択して下さい。

簡易内管施工登録店と指定工事業者の比較

	簡易内管施工登録店	指定工事業者
施工範囲の概要	・機器設置等に伴うフレキ管を用いた簡易な増設工事等。	・新設工事及び増設工事等。
資格要件	・上越市簡易内管施工登録店に関する規程第3条に規定する要件を備えていること。	・上越市ガス供給施設等指定工事業者に関する規程第2条に規定する要件を備えていること。
お客さまとの取引	・簡易内管施工登録店がお客さまと直接取引。	・本市の指定工事業者として工事を受付。 ・お客さまとの取引主体は本市。
工事代金の流れ	・お客さまが簡易内管施工登録店へ工事代金を支払う。	・本市はお客さまからの工事代金を指定工事業者経由等で徴収した後、指定工事業者に対し材料費・労務費等を支払う。
お客さまに請求する工事の金額	・簡易内管施工登録店とお客さまとの間で自由に決める。	・公開された本市の単価表に記載された単価に基づき積算する。
使用材料と調達	・本市の規格に合致するものを管材店等にて調達。	・本市の規格に合致するものを管材店等にて調達。
本市による管理・指導等	・工事を行った後に、簡易な書式の報告書を提出する。 ・本市は報告書のチェック及び抜取りによる現場確認等により、不備があれば改善を指示する。	・日常的に本市の管理・指導下にて工事等を行う。 ・定例会議や研修等への出席や参加が必要。
組織体制等	・特に規定なし。1人でも可。	・管理者以下の指示系統の明確な組織であることが必要。 ・従事者は相当人数が必要。
必要な装備等	・手提げ工具箱に入る程度の工具。	・ワゴン車程度の工作車に機械工具類多数必要。
手数料	・所定の手数料が必要。	・手数料なし。
その他		・既存の指定工事業者と契約してその協力会社となり、指定工事業者が受注した工事を指定工事業者の内管工事士の指導、監督のもとに施工することができる。 ・協力会社として施工した実務経験等により、新たに指定工事業者となるために必要な資格である「内管工事士」の受講要件を取得することができる。

4. 工事業者の指定等に関する手続き

(1) 簡易内管施工登録店の登録等

簡易内管施工登録店の登録に関する手続きは、「上越市簡易内管施工登録店に関する規程」に基づきます。

(2) 指定工事業者の指定等

指定工事業者の指定に関する手続きは、「上越市ガス供給施設等指定工事業者に関する規程」に基づきます。

(3) 申請窓口

内管工事の新規参入に関する窓口は、下記のとおりです。

上越市ガス水道局 供給計画課 需要家設備係

TEL : 025-522-5517

FAX : 025-525-9969

URL : <https://gwhp.city.joetsu.niigata.jp/>

(4) 関係例規

「上越市簡易内管施工登録店に関する規程」及び「上越市ガス供給施設等指定工事業者に関する規程」については、「[上越市条例・規則集（外部リンク）](https://krm900.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf) URL: <https://krm900.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf>」をご参照ください。